

事務連絡  
令和6年10月11日

都道府県  
各 政令市 生活保護担当課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課

医療扶助のオンライン資格確認におけるマイナンバーカードの  
利用登録解除の運用について（周知）

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

医療扶助のオンライン資格確認については、本年3月から運用を開始しているところですが、このオンライン資格確認に係る情報提供基盤である医療機関等向け中間サーバー（以下「中間サーバー」という。）の新たな機能として、本年10月28日から、やむを得ない事情がある場合の例外的な取扱いとして、医療保険制度におけるマイナ保険証における取扱いと同様、マイナンバーカードの利用登録を解除する機能を追加します（当該機能については、「令和6年度における医療保険者等向け中間サーバーの追加機能等について（周知）」（令和6年6月27日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡。以下「令和6年6月27日事務連絡」という。）において、あらかじめお示ししていたものです。）。

今般、当該機能については、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、御了知の上、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、令和6年6月27日事務連絡においてお示ししていた、マイナンバーカードにおける初回利用登録がされていない被保護者やマイナンバーカードの電子証明書の有効期間が満了した被保護者に関する情報について、福祉事務所に対してデータ連携等を行う機能に関しては、詳細が固まり次第、追ってお知らせいたします。

都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について、管内市区町村（指定都市・中核市を除く。）へ周知していただきますよう、併せてお願ひいたします。

## 記

### 1. 事務処理の流れ

被保護者のマイナンバーカードの利用登録解除については、福祉事務所において、次の流れで事務処理を行うこと。

- ① 被保護者からの利用登録の解除申請の受付
- ② 中間サーバーへの解除申請者情報の登録
- ③ 解除状況の確認

なお、利用登録解除機能は本年 10 月 28 日から追加されるものであり、その詳細な内容については、別添 1 のとおりであること。

また、利用登録解除後においても、被保護者が再度利用登録の手続を行うことは可能であり、マイナポータルやセブン銀行 ATM のほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーからこれを行うことができるについて、解除申請者に周知されたいこと。

### 2. 医療保険未加入者である場合の取扱い

#### (1) 被保護者からの利用登録の解除申請の受付

利用登録の解除を希望する者は、福祉事務所に、解除申請を行うこと。

なお、解除申請書については、任意様式で差し支えないが、別添 2 の「医療扶助のオンライン資格確認におけるマイナンバーカード利用登録の解除申請書」を参考すること。

解除申請を受け付けた福祉事務所は、申請者が有効な医療券・調剤券を有する場合には、当該申請者に紙の医療券・調剤券を交付すること。

#### (2) 中間サーバーへの解除申請者情報の登録

解除申請書の内容を確認し、中間サーバーに解除希望者の情報を登録すること。

#### (3) 解除状況の確認

福祉事務所から中間サーバーに登録された解除申請者の情報は、オンライン資格確認等システムへ連携され、中間サーバーへの登録の翌月末に、申請者のマイナンバーカードの利用登録が解除されること。

なお、解除手続の完了後、本人は、マイナポータルの「申込状況を確認」から、利用登録が解除されていることを確認できること（解除手続の完了後、マイナポータルに反映されるまで 1 ~ 2 ヶ月を要すること）。

### 3. 医療保険加入者である場合の取扱い

#### (1) 被保護者からの利用登録の解除申請の受付

利用登録の解除を希望する者は、福祉事務所及び医療保険者等の双方に、解除申請を行うこと。（なお、医療扶助に係る解除申請書の取扱いについて

は、2.(1)と同様であること。)

解除申請を受け付けた福祉事務所は、申請者が有効な医療券・調剤券を有する場合には、当該申請者に紙の医療券・調剤券を交付すること。

(2) 中間サーバーへの解除申請者の情報の登録

中間サーバーへの解除希望者の情報の登録に関しては、医療保険者等において対応するため、福祉事務所における対応は不要であること。

(3) 解除状況の確認

医療保険者等から中間サーバーに登録された解除申請者の情報は、オンライン資格確認等システムへ連携され、中間サーバーへの登録の翌月末に、申請者のマイナンバーカードの利用登録が解除されること。

なお、解除手続の完了後、本人は、マイナポータルの「申込状況を確認」から、利用登録が解除されていることを確認できること（解除手続の完了後、マイナポータルに反映されるまで1～2ヶ月を要すること）。

#### 4. 医療保険者等における運用上の取扱い

別添3「マイナ保険証の利用登録解除の運用について」（令和6年10月9日厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療介護連携政策課連名事務連絡）を参照のこと。

（参考条文）生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）

（法第三十四条第五項の厚生労働省令で定める方法）

第四条の三 法第三十四条第五項の厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合（急迫した事由その他やむを得ない事由によって、被保護者が指定医療機関から、電子資格確認により医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けることができない場合に限る。）の区分に応じ、当該各号に定めるものを提出する方法とする。

一 指定医療機関（指定医療機関である薬局（次号及び第三項において「指定薬局」という。）を除く。次号及び第二項において同じ。）から法第三十四条第二項に規定する医療の給付（以下単に「医療の給付」という。）を受けようとする場合 医療券（初診券を含む。以下同じ。）

二 指定薬局から医療の給付を受けようとする場合 調剤券（指定医療機関が被保護者に処方箋を交付する場合においては、調剤券及び処方箋）

【照会先】

厚生労働省社会・援護局 保護課

保護事業室 医療係

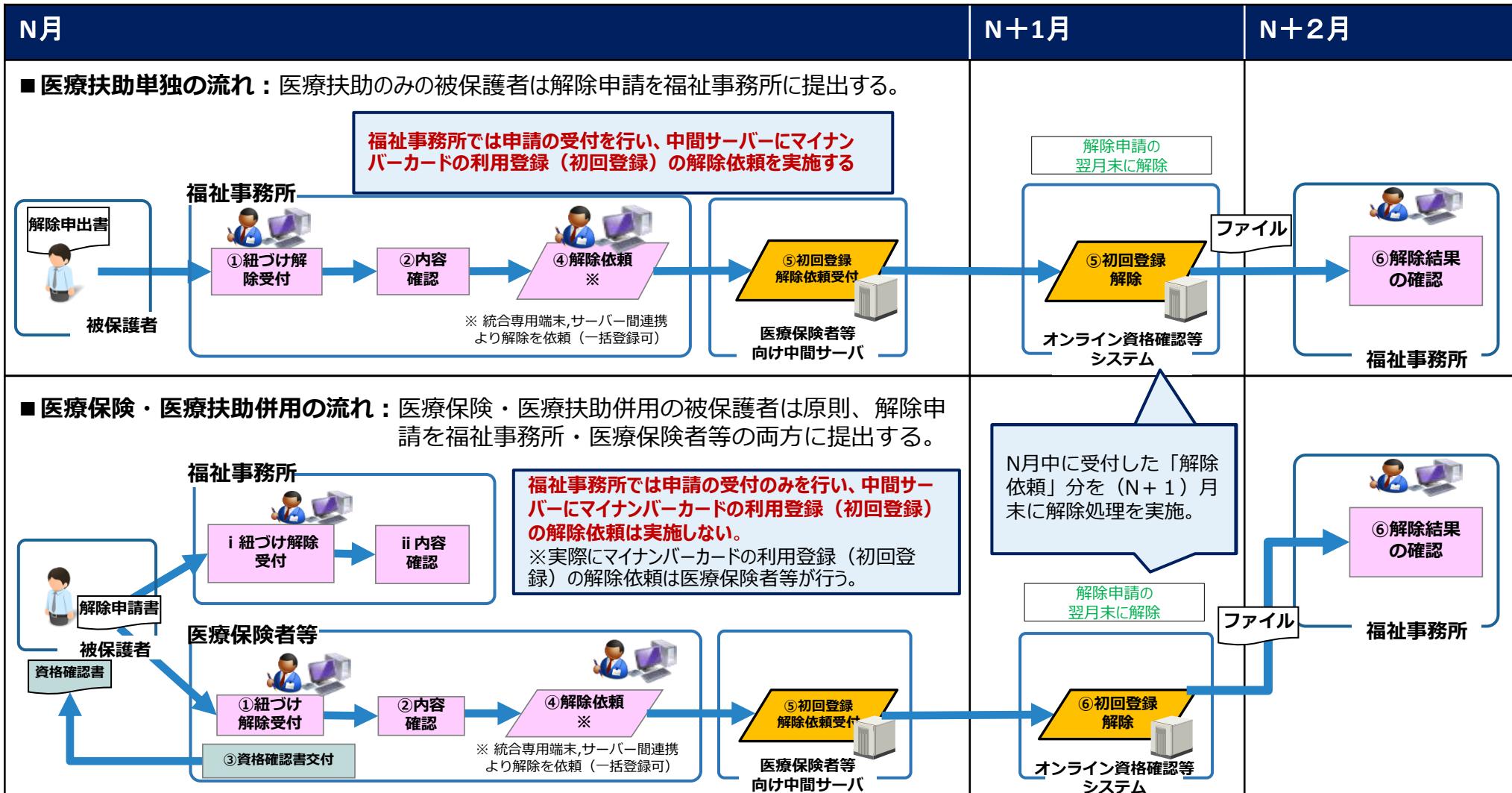
TEL：03-5253-1111（内線2829）

# マイナンバーカードの利用登録（初回登録） 解除機能について

令和6年10月

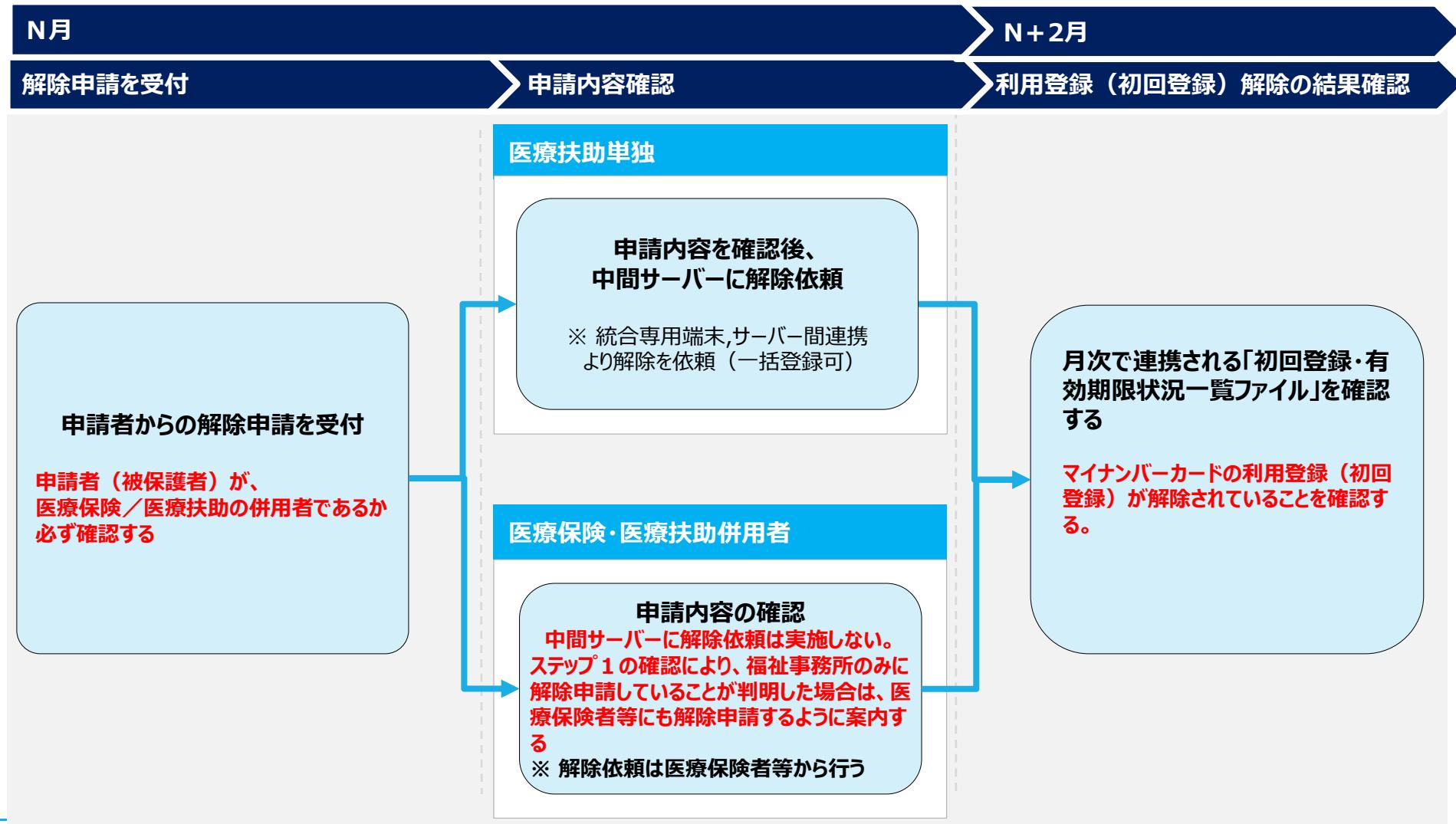
## ①マイナンバーカードの利用登録（初回登録）解除機能の概要

- ・マイナンバーカードの利用登録（初回登録）について、被保護者による任意の解除を可能とする。
- ・マイナンバーカードの利用登録（初回登録）解除を希望する被保護者は、福祉事務所に解除申請を行う。
- ・その後の福祉事務所の対応については解除申請を提出した被保護者が「医療扶助単独」、「医療保険・医療扶助併用」によりその後の対応が異なってくる。以下にその流れを示す。



## ②マイナンバーカードの利用登録（初回登録）解除に関する事務について

- 「医療扶助単独」の場合と「医療保険・医療扶助の併用」の場合で解除にかかる事務が異なるため、まずは申請者（被保護者）が「医療扶助単独」もしくは「医療保険・医療扶助の併用」であるかを確認することが必要となる。
- 医療扶助の対象者（医療保険との併用者を含む）にかかるマイナンバーカードの利用登録（初回登録）解除に関する事務の流れを以下に示す。



## 【参考】マイナンバーカードの利用登録（初回登録）解除に係るインターフェイス

小機能	方向	説明	インターフェイス名		備考
			統合専用端末	サーバー間連携	
初回登録解除情報一括登録ファイル登録	福祉事務所等⇒中間サーバー	統合専用端末にて、初回登録解除を一括登録ファイルによって行うインターフェイス	○ 初回登録解除情報一括登録ファイル登録	○ 初回登録解除の一括登録（サーバー間 XMLデータ連携）	2024年10月 新規追加
初回登録解除情報登録結果ファイル取得	中間サーバー⇒福祉事務所等	一括登録した初回登録解除の結果を取得するためのインターフェイス	○ 初回登録解除情報登録結果ファイル取得	○ 初回登録解除情報登録の結果確認（サーバー間 XMLデータ連携）	2024年10月 新規追加

## 初回登録解除から登録状況確認（運用イメージ）

- 1 初回登録解除情報一括登録ファイルを登録する。



福祉事務所

- 2 初回登録解除情報一括登録ファイルの受付処理を実行する



医療保険者等中間サーバー（運用支援環境）



支払基金・国保中央会

- 4 お知らせ情報から、初回登録解除情報登録結果ファイル作成完了の旨の通知を受信する



福祉事務所

お知らせ通知

- 3

- 初回登録解除情報一括登録ファイルの受付処理の結果を初回登録解除情報登録結果ファイルとして作成し、処理の完了を、お知らせ情報として福祉事務所に通知する。



医療保険者等中間サーバー（運用支援環境）



支払基金・国保中央会

- 5 初回登録解除情報登録確認ファイルを取得する



福祉事務所

## 【参考】マイナンバーカードの利用登録の解除申出書様式

- 医療保険者等においては、マイナンバーカードの利用登録解除を希望する加入者にマイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申出書を記入してもらい、提出された解除申出書を基に解除依頼を行う。
- 以下にマイナンバーカードの利用登録の解除申出書のイメージを示す。

イメージ

医療扶助のオンライン資格確認における  
マイナンバーカード利用登録の解除申請書

(福祉事務所名) 殿

令和 年 月 日

フリガナ		生年	大正・昭和
氏名		月日	平成・令和
住所	(郵便番号 - ) 都道府県 市区町村		
連絡先	電話番号		
	Email		
受給者番号			
解除申請者	<p><input type="checkbox"/> マイナンバーカードの利用登録の解除を申請します。</p> <p>※医療保険加入者は、福祉事務所のほか、医療保険者等にも解除申請を行ってください。</p> <p>※利用登録を解除すると、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行うことはできなくなります。</p> <p>※利用登録の解除を申請した方には、利用登録が解除されるまでに福祉事務所から紙の医療券/調剤券を発行します。解除後、医療機関・薬局を受診等される際には紙の医療券/調剤券の持参が必要です。</p> <p>※利用登録の解除申請を行った月の月末に、利用登録が解除されます。</p> <p>※利用登録解除後、マイナポータルの「申込状況を確認」において、利用登録が解除されていることを確認できます。ただし、利用登録解除後、マイナポータルに反映されるまで、1~2か月程度時間がかかる場合があります。</p>		
署名 :			

(解除を希望する理由)

※ マイナンバーカードにより医療機関等を受診することで、ご本人の同意に基づき、自身の過去の健康・医療情報のデータに基づいたよりよい医療を受けることができます。

※ マイナンバーカードの利用登録により、ご本人の医療情報の漏洩等セキュリティ上のリスクが生じることはありません。

※ なお、マイナンバーカードの利用登録を解除した後も、再度利用登録の手続を行うことは可能です。マイナンバーカードの利用登録は、マイナポータルやセブン銀行ATMのほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーから行うことができます。

(備考) 代理人が申請する場合は、氏名欄及び連絡先欄に、解除対象者及び代理人の氏名及び連絡先を記載してください。

(注) 解除申請後から解除がなされるまでの間（1~2か月程度）に、別の福祉事務所等に異動した場合は、異動後の福祉事務所に対し、自分が以前に所属していた福祉事務所に対して解除申請を行った旨を申し出るとともに、紙の医療券/調剤券の発行依頼を行うようにしてください。

## 初回登録解除が可能となる加入者情報の条件

ファイルに取り込まれる加入者情報の条件は以下のとおりとなります。

以下の条件（#1-4）すべてを満たす加入者のみが初回登録解除可能となります。

### ■マイナンバーカード利用登録（初回登録）解除が可能となる加入者情報の条件

#	条件
1	初回登録状況等において、初回登録が実施済み
2	解除申請を登録する日において、有効な資格情報が中間サーバーに登録済み
3	他の医療保険者等を含め、該当の加入者の解除申請が登録されていない
4	個人番号誤入力チェックシステムの突合結果が、「○」または「△」

## 【参考】加入者状態に対する解除依頼が保留および取消となるケースについて

- ・マイナンバーカードの利用登録解除依頼を福祉事務所から中間サーバーに実施した場合に解除依頼が中間サーバーにて受付完了とならず保留および取消となる場合がある。
- ・保留および取消となった場合、解除依頼を実施した月の翌月末に統合専用端末にお知らせ通知がされる。
- ・保留および取消となる場合の加入者状態とそれに対する解除依頼の実施について以下に示す。

### ■加入者状態に対するマイナンバーカード利用登録（初回登録）解除依頼が保留および取消となるケース

項目番	解除依頼した加入者の状態	解除依頼の実施
1	個人番号誤入力チェックシステムの突合結果が「▲」または「×」で、誤登録の可能性がある場合	<b>解除申請の実施を保留し、福祉事務所へお知らせ通知を行う。保留した翌月末の実施時に再度状態の確認を行う</b>
2	加入者情報の更新により個人番号誤入力チェックシステムの突合結果が次回判定待ちである場合	
3	個人番号変更・訂正により機関別符号が取得中の場合	
4	他加入者の個人番号訂正により符号紐づけ誤りのステータスとなった場合	
5	マイナンバーカードの返納・解除申請が初回登録状況等から確認された場合	<b>解除申請の実施を取消し、福祉事務所へお知らせ通知する</b>
6	個人番号を訂正した場合	<b>解除申請した加入者の個人番号に訂正して解除申請を実施する。</b>

**医療扶助のオンライン資格確認における  
マイナンバーカード利用登録の解除申請書**

(福祉事務所名) 殿

令和 年 月 日

解除申請者	フリガナ			生年 月日	大正・昭和 平成・令和	年 月 日
	氏名					
	住所	(郵便番号 - ) 都道 府県 市区 町村				
	連絡先	電話番号				
	Email					
受給者番号						
マイナンバーカードの利用登録の解除について	<p>マイナンバーカードの利用登録の解除を申請します。</p> <p>医療保険加入者は、福祉事務所のほか、医療保険者等にも解除申請を行ってください。利用登録を解除すると、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行うことはできなくなります。</p> <p>利用登録の解除を申請した方には、利用登録が解除されるまでに福祉事務所から紙の医療券/調剤券を発行します。解除後、医療機関・薬局を受診等される際には紙の医療券/調剤券の持参が必要です。</p> <p>利用登録の解除申請を行った月の翌月末に、利用登録が解除されます。</p> <p>利用登録解除後、マイナポータルの「申込状況を確認」において、利用登録が解除されていることを確認できます。ただし、利用登録解除後、マイナポータルに反映されるまで、1~2か月程度時間がかかる場合があります。</p>					
	署名 : _____					

(解除を希望する理由)

マイナンバーカードにより医療機関等を受診することで、ご本人の同意に基づき、自身の過去の健康・医療情報のデータに基づいたよりよい医療を受けることができます。

マイナンバーカードの利用登録により、ご本人の医療情報の漏洩等セキュリティ上のリスクが生じることはありません。

なお、マイナンバーカードの利用登録を解除した後も、再度利用登録の手続を行うことは可能です。マイナンバーカードの利用登録は、マイナポータルやセブン銀行ATMのほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーから行うことができます。

(備考) 代理人が申請する場合は、氏名欄及び連絡先欄に、解除対象者及び代理人の氏名及び連絡先を記載してください。

(注) 解除申請後から解除がなされるまでの間(1~2か月程度)に、別の福祉事務所等に異動した場合は、異動後の福祉事務所に対し、自分が以前に所属していた福祉事務所に対して解除申請を行った旨を申し出るとともに、紙の医療券/調剤券の発行依頼を行うようにしてください。

事務連絡  
令和 6 年 10 月 9 日

都道府県民生主管部（局）  
 国民健康保険主管課（部）  
 後期高齢者医療主管課（部）  
 都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
 全国健康保険協会  
 健康保険組合  
 健康保険組合連合会  
 関係各省共済組合等所管課（室）

御中

厚生労働省保険局保険課  
 厚生労働省保険局国民健康保険課  
 厚生労働省保険局高齢者医療課  
 厚生労働省保険局医療介護連携政策課

## マイナ保険証の利用登録解除の運用について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。また、オンライン資格確認の円滑な運用に当たっては、医療保険者等の皆様のこれまでの取組への御尽力に重ねて御礼申し上げます。

令和 6 年 12 月 2 日以降、現行の健康保険証は発行されなくなり、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みに移行することとされたところ、マイナ保険証によるオンライン資格確認は医療 DX の基盤であり、政府として、医療機関・薬局、医療保険者等、事業主など医療に関わる全ての機関・団体が一丸となってマイナ保険証の利用促進に取り組むこととしています。

他方で、マイナ保険証の利用登録の解除については、「マイナ保険証の利用登録の解除について」（令和 6 年 2 月 9 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療介護連携政策課事務連絡）においてお示しておきましたが、今般、医療保険者等からの解除申請の登録を医療保険者等向け中間サーバー（以下「中間サーバー」という。）において受け付ける機能を本年 10 月 28 日（月）にリリースする予定です。ついては、その具体的な運用をお示しするとともに、医療保険者等におかれましても、加入者からの利用登録解除の申請の受付を開始できるよう、御対応をお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村及び国民健康保険組合への周知を、関係各省共済組合等所管課（室）におかれましては、所管の共済組合等への周知をお願いいたします。

## 記

医療保険者等が対応するマイナ保険証の利用登録解除の全体の流れとしては、以下の 1～4 のとおりであり、それぞれの内容については、個々の項目の内容を踏まえて御対応をお願いいたします。

1. 加入者からの利用登録の解除申請の受付
2. 解除申請者に対する資格確認書の交付
3. 中間サーバーへの解除申請者の情報の登録
4. 解除申請者の解除状況の確認

#### 1. 加入者からの利用登録の解除申請の受付

利用登録の解除を希望する者は、加入する医療保険者等に申請をいただくことになるため、解除希望者には本事務連絡の別添として改めてお示ししている様式例<sup>※1</sup>も参考に、解除申請書への記入を依頼するとともに、利用登録の解除予定日を説明した上で受付を行って下さい。

なお、解除申請の受付については、保険者の準備状況により、本年 10 月 28 日より前から開始することとしても差し支えはありません。また、解除申請には特段の期限はないため、健康保険証の新規発行を終了する本年 12 月 2 日以降も申請を受け付けていただくようお願ひいたします。

#### 2. 解除申請者に対する資格確認書の交付

1で解除申請を受け付けた医療保険者等は、申請の内容を確認し、3の中間サーバーへの登録に当たって必要な情報に誤りがないかを確認するとともに、申請者が有効な健康保険証又は資格確認書を有していない場合には、併せて資格確認書の交付の手続を行っていただいた上で、利用登録の解除がなされるまでの間に、資格確認書の交付をお願いいたします<sup>※2</sup>。なお、本年 12 月 2 日以前に利用登録解除の申請があつても、資格確認書は同日以降の交付とするようお願ひいたします。

#### 3. 中間サーバーへの解除申請者の情報の登録

マイナ保険証の利用登録の解除に当たっては、中間サーバーに解除申請者の情報を登録する必要があります。解除申請者に関する情報の中間サーバーへの登録については、医療保険者等の統合専用端末から、対象者を一件ごとに個別に登録する

(市町村国保は国保情報集約システムを経由して登録。) ほか、初回登録解除情報一括登録ファイルに必要事項を記載して、対象者を一括で登録することも可能です。また、基幹システムがサーバー間連携に対応している場合は、基幹システムからの登録も可能です。

初回登録解除情報一括登録ファイルの登録に当たっては、保険者番号・被保険者等記号・番号・枝番が必要です(詳細は別紙 1 参照)。対象者のマイナ保険証の利用登録を確実に解除するために、これらの情報が正確に中間サーバーに連携されるよう、御対応をお願いいたします<sup>※3</sup>。

具体的には、マイナ保険証の利用登録解除の申請を受付後、中間サーバーから通知される「初回登録解除情報登録結果ファイル」を確認し、処理結果区分「1：正常終了」であることを確認してください。

処理結果区分「2：異常終了」の場合は、解除申請が受け付けられていませんので、処理結果メッセージを確認してエラーとならないよう解除申請登録を改めて実施してください。なお、市町村国保においては、国保情報集約システムにて、「初回登録解除情報登録結果ファイル」を確認のうえ、御対応ください。

なお、4に記載しているとおり、利用登録の解除は月次の処理として行います。

解除申請者の情報の登録については、当月分の情報をまとめて登録する必要はなく、隨時登録することが可能ですが、利用登録の解除は、中間サーバーが解除依頼を受け付けた日の翌月末日であることに留意してください。

中間サーバーにおけるマイナ保険証利用登録解除機能の概要については、別紙2を御参照下さい。

#### 4. 解除申請者の解除状況の確認

医療保険者等から中間サーバーに登録された解除申請者の情報は、オンライン資格確認等システムに連携され、利用登録の解除が行われます。申請者のマイナ保険証の利用登録については、医療保険者等から中間サーバーに登録されたのち、翌月末に解除されます。医療保険者等には、ファイル作成が完了すると医療保険者等の統合専用端末に利用登録状況に関するお知らせの通知が届き、中間サーバーから連携された資格確認書の職権交付に御活用いただけける「初回登録・有効期限状況一覧ファイル」を取得できる（市町村国保ではお知らせの通知は届きませんが、国保情報集約システムにて月次でファイルを取得可能）ようになりますので、その情報を参照し、申請者の利用登録が解除されているかを確認して下さい。医療保険者等から隨時照会して確認することも可能です※4。

また、当該ファイルについては、医療保険者等から、資格確認書を切れ目なく交付する上でも毎月提供されるものですので、資格確認書の交付が必要な方に対して漏れなく交付がなされるよう、御留意下さい※5。

なお、解除の手続完了後は、医療保険者等だけでなく、申請者本人もマイナポータルの「健康保険証の利用登録の申込状況」から、利用登録が解除されたことを確認できることから、解除申請があった者に対して解除が完了した旨を医療保険者等から個別に連絡することは不要です。

さらに、健康保険証の利用登録が解除された後でも、再度利用登録の手続を行うことは可能です。健康保険証の利用登録は、マイナポータルやセブン銀行 ATM のほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーからも行うことができますので、この点も申請時にお知らせ下さい。

※1 「マイナ保険証の利用登録の解除について」でお示しした様式例から、一部修正を行っておりますので、様式例としてはこちらを御活用下さい。

※2 マイナ保険証によりオンライン資格確認を受けることができない者については、当面の間、本人の申請によらず、医療保険者等から職権で資格確認書を交付することとしています。医療保険者等におかれても、マイナ保険証の利用登録の解除申請の受付と同時に、申請者が有効な健康保険証又は資格確認書を有していない場合は、資格確認書の交付手続を行って下さい。（なお、最大1年間現行の保険証が使用できる令和7年12月1日までの経過措置期間中は、申請時に有効な保険証を有している場合、必ずしもその場で資格確認書の交付を行っていただく必要はありませんが、健康保険証が失効するまでの間に、月次で連携される「初回登録・有効期限状況一覧ファイル」にあるマイナ保険証の利用登録状況の情報に基づき、資格確認書の職権交付をお願いいたします。）なお、解除申請の受付をもって、資格確認書を職権で交付することが可能ですが、医療保険者等の事務処理の観点から、併せて資格確認書の交付申請を求めるとしても差し支えありません。

※3 なお、連携した情報はあとから修正することはできないので、万一入力の不備等が判明した場合には、個別に対象者の方に御連絡するなどの対応をお願いいたします。

- ※4 利用登録の解除の結果については、連携されるデータの中で、対象者の「初回登録状態」が「0：利用登録なし」となっていること、「初回登録解除日」の日付が記入されていること、及び「初回登録解除区分」が「1：解除申請」になっていることで確認ができます。なお、市町村国保におかれでは、月次での照会のみとなるため、御留意下さい。
- ※5 加入していた医療保険者等に対して解除申請を行った方が、解除が完了されるまでの間に別の医療保険者等に新たに加入した場合、加入時から利用登録の解除を確認できるまでに通常より長い期間が必要となる場合があります。この場合であっても、資格確認書が切れ目なく交付されるよう、当該加入者が新たな保険者への手続をする際などに、新たに加入する医療保険者等に対し、自身がこれまで加入していた医療保険者等に対して利用登録の解除申請を行った旨を伝えるとともに、資格確認書の申請を行う必要がある（被用者保険においては、資格確認書の交付を受けるため、資格取得届の資格確認書発行要否欄にチェックを入れる必要がある）ことを加入者に対して周知をお願いいたします。

## マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書

(医療保険者等名) 殿

令和 年 月 日

解 除 申 請 者	フリガナ		生年 月日	大正・昭和 平成・令和	年 月 日	
	氏名					
	住所	(郵便番号 - )				
		都道 府県	市区 町村			
	連絡先	電話番号				
		Email				
	被保険者等記号・番号 ※枝番を含め、全て正確に 記載してください。	被保険者等記号	番号		枝番	
	マイナンバーカードの 健康保険証 利用登録の 解除につい て	<input type="checkbox"/> マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除を申請します。 ※利用登録を解除すると、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行うことはできなくなります。 ※利用登録の解除を申請した方には、保険者から資格確認書を交付します。解除後、医療機関・薬局を受診等される際には資格確認書の持参が必要です。 ※利用登録解除後、マイナポータル上の「健康保険証利用登録の申込状況」画面に反映されるまで、1～2か月程度時間がかかる場合があります。				
	署名：_____					

## (解除を希望する理由)

- ※ マイナンバーカードにより医療機関等を受診することで、ご本人の同意に基づき、自身の過去の健康・医療情報のデータに基づいたよりよい医療を受けることができます。
- ※ マイナンバーカードの健康保険証利用登録により、ご本人の医療情報の漏洩等セキュリティ上のリスクが生じことはありません。
- ※ なお、健康保険証の利用登録を解除した後も、再度利用登録の手続を行うことは可能です。健康保険証の利用登録は、マイナポータルやセブン銀行ATMのほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーから行うことができます。

(備考) 代理人により申請する場合は、氏名及び連絡先欄に、解除対象者及び代理人の氏名及び連絡先を記載してください。

(注) 解除申請後から解除がなされるまでの間(1～2か月程度)に、別の医療保険者等に異動した場合は、異動後の医療保険者等に対し、自分が以前に加入していた医療保険者等に対して解除申請を行った旨を申し出るとともに、資格確認書の申請を行うようにしてください。

ファイルレイアウト	ファイルID FI_HIM_0018	ファイル名 初回登録解除情報一括登録ファイル(CSV)	外部インターフェイスID IF_HIM_22019	外部インターフェイス名 初回登録解除情報一括登録(CSVファイル登録)	形式 CSV形式
-----------	-----------------------	--------------------------------	------------------------------	--	-------------

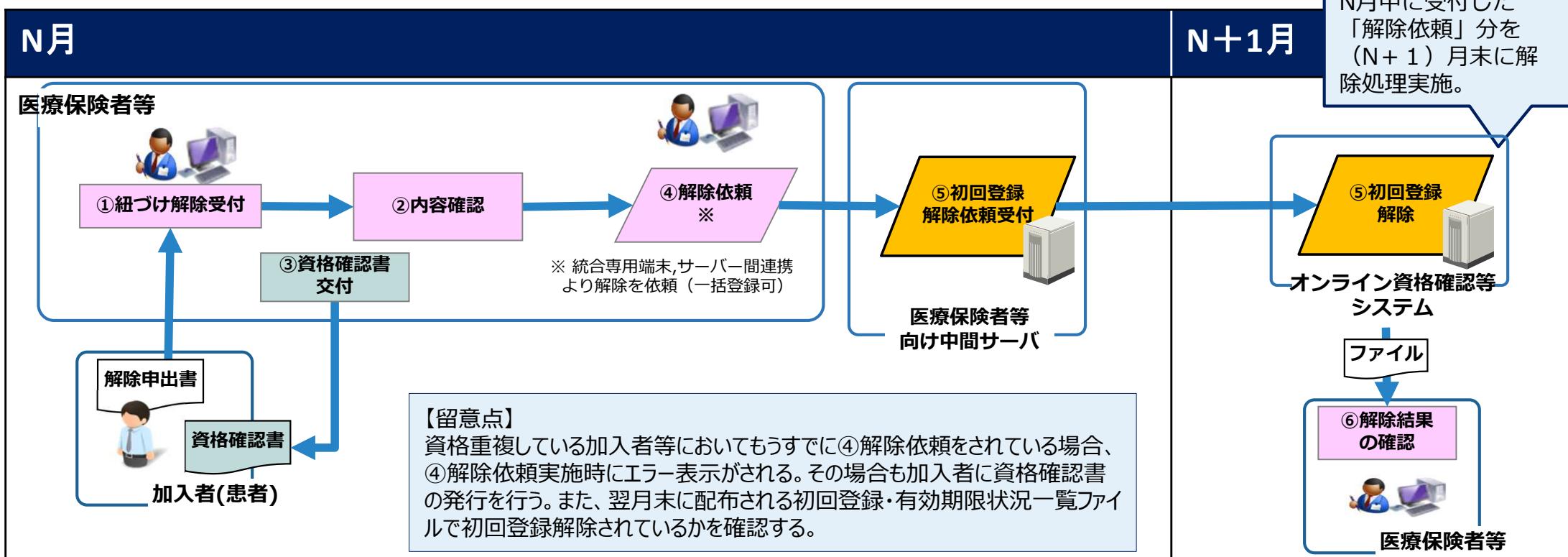
#	項目名(日本語)	フォーマット	データ型	桁数	可変長/固定長	項目説明	備考
1	保険者コード	-	文字列	8	固定長	既存システムが、初回登録解除の対象となる加入者の保険者コードを設定する。	※半角英数、必須。
2	被保険者枝番	-	文字列	16	固定長	既存システムが、初回登録解除の対象となる加入者の被保険者枝番を設定する。	※半角数字、必須。
3	保険者番号	-	文字列	8	固定長	既存システムが、初回登録解除の対象となる加入者の被保険者証等情報の保険者番号(証)を設定する。	※半角数字、必須。
4	被保険者証記号	-	文字列	20	可変長	既存システムが、初回登録解除の対象となる加入者の被保険者証等情報の被保険者証記号(証)を設定する。	※全半角、被保険者証記号がある場合は、必須。
5	被保険者証番号	-	文字列	20	可変長	既存システムが、初回登録解除の対象となる加入者の被保険者証等情報の被保険者証番号(証)を設定する。	※全半角、必須。
6	被保険者証枝番	-	文字列	2	固定長	既存システムが、初回登録解除の対象となる加入者の被保険者証等情報の被保険者証枝番(証)を設定する。	※半角数字。

# マイナンバーカードの健康保険証利用登録（初回登録）解除の流れ

別紙2

- ・マイナンバーカードの健康保険証利用登録について、加入者による任意の解除を可能とする。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除を希望する加入者は、加入する医療保険者等に解除申請を行う。申請内容を受けて医療保険者等は資格確認書を交付するとともに、中間サーバーにマイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除依頼を行う。

## ■マイナンバーカード保険証利用登録（初回登録）解除の流れ



### 【大まかな事務の流れ】

- ①加入者からの利用登録の紐付け解除申請（任意様式）を受付
- ②申請内容を確認
- ③資格確認書を発行し交付
- ④利用登録の解除を依頼
- ⑤保険者からの解除依頼を受け、マイナンバーカードの健康保険証利用登録の紐づけを解除
- ⑥マイナンバーカードの健康保険証利用登録状況は、月次で各医療保険者等に通知（オンデマンドで日次の照会も可能）

月次の解除処理後に月次で連携される初回登録・有効期限状況一覧ファイルにて解除がされているか確認をし、初回登録解除エラーとなっている加入者の確認を行う。

【参考】マイナンバーカードの健康保険証利用登録（初回登録）解除に係る医療保険者等向けのインターフェイス

小機能	方向	説明	インターフェイス名		備考
			統合専用端末	サーバー間連携	
初回登録解除情報一括登録ファイル登録	保険者等⇒中間サーバー	統合専用端末にて、初回登録解除を一括登録ファイルによって行うインターフェイス	○ 初回登録解除情報一括登録ファイル登録	○ 初回登録解除の一括登録（サーバー間 XMLデータ連携）	2024年10月 新規追加
初回登録解除情報登録結果ファイル取得	中間サーバー⇒保険者等	一括登録した初回登録解除の結果を取得するためのインターフェイス	○ 初回登録解除情報登録結果ファイル取得	○ 初回登録解除情報登録の結果確認（サーバー間 XMLデータ連携）	2024年10月 新規追加

## 初回登録解除から登録状況確認（運用イメージ）

- 1 初回登録解除情報一括登録ファイルを登録する。



医療保険者等



- 2 初回登録解除情報一括登録ファイルの受付処理を実行する



医療保険者等中間サーバー（運用支援環境）



支払基金・国保中央会

- 4 お知らせ情報から、初回登録解除情報登録結果ファイル作成完了の旨の通知を受信する



医療保険者等

お知らせ通知

- 3 初回登録解除情報一括登録ファイルの受付処理の結果を初回登録解除情報登録結果ファイルとして作成し、処理の完了を、お知らせ情報として医療保険者等に通知する。



医療保険者等中間サーバー（運用支援環境）



支払基金・国保中央会

- 5 初回登録解除情報登録確認ファイルを取得する



医療保険者等

